

こども未来部

議案第140号 大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第140号 大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の
一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。
資料の2ページをお願いします。

改正趣旨についてですが、児童福祉法等の一部を改正する法
律の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内
閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する
基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）にお
ける規定が改正されたことを受け、本市の条例についても同様の改
正を行うものでございます。

資料の3ページをお願いします。

改正内容についてですが、地域限定保育士の一般制度化に伴
う保育士の規定の改正であり、幼保連携型認定こども園以外の認定
こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育
に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないとさ

れているところ、この保育士について、地域限定保育士も追加することとするものであります。

施行期日は、公布の日を予定しております。

改正箇所については、4ページに記載のとおりとなります。